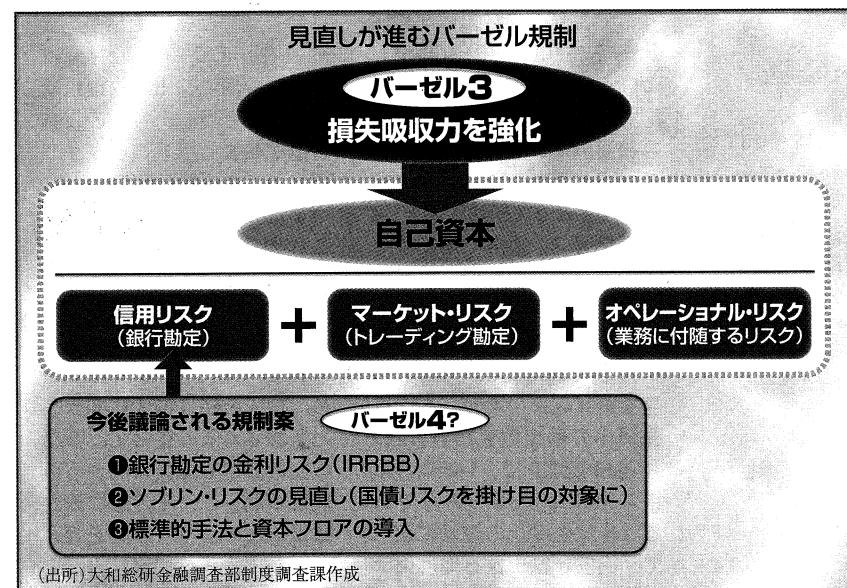


に於いて自己資本の積み増しを求めている。第2案（2柱案）は、自己資本の積み増しではなく、現行の金融機関の自己管理と各国の監督当局によるモニタリング（アウトライヤー規制）を強化する内容である。

現行のバーゼル規制では、トレーディング勘定における金利は価格変動リスク（マーケット・リスク）があるとして、リスク量に応じた資本の積み増しを求めている。一方、銀行勘定の金利リスクは資本の積み増しは求めず、監督当局によるモニタリングにとどまっている。

当局によるモニタリングとは、銀行勘定の金利リスク量が自己資本の20%を超える銀行（アウトライヤー銀行）の自己資本の適切性について、監督当局が「特に注意を払う」体制を指す。アウトライヤー銀行に該当したからといって自動的に資本の積み増しが求められるわけではない。総資産に占める日本国債の割合が15%弱にのぼると言われている邦銀にとって望ましいのは、もちろん2柱案だろう。

②のソブリン・リスクの見直しは、英独の銀行に比べて総資産に占める国債の割合が高いと言われている邦銀にとってより大きな影響があると思われる。現行のバーゼル規制では、自国通貨建て国債であれば、信用リスクの掛け目をゼロとするこ



ようだが、15年1月、ようやくバーゼル委が正式に検討議題に加えた。16年にかけて議論が活発になっていくことになるだろう。

国債投げ売りはない

邦銀の日本国債保有への影響が大きいと考えられるこれらの規制が実現した場合、邦銀による日本国債の投げ売りは起きるだろうか。

この問題はバーゼル規制の対象である3メガバンク及び大手地銀と、日本独自の自己資本比率規制の対象である「国内基準行」（国際統一基準行以外の金融機関、中小地銀・信金など）に分けて考える必要がある。

3メガバンクと大手地銀は基本的に潤沢な自己資本を有しており、バーゼル規制の最低所要水準を大きく上回る自己資本比率を達成している。加えて、すでに日本国債の保有量を徐々に減らしてきているので、銀行勘定の金利リスクや国債

リスクの見直しによって直ちに日本国債を投げ売りするということにはならないだろう。

これに対して、中小地銀・信金などのうち、保有資産に占める日本国債の割合が半分近くにのぼる金融機関については、日本国債の売却を迫られる可能性がある。このような中小地銀・信金の場合、仮に日本国債のリスク・ウェイトが引き上げられると、自己資本比率規制の最低所要水準を下回ってしまうケースも考えられるためだ。

しかし、そもそも、それらの規制が中小地銀・信金にも適用されるか否かについては監督当局である金融庁の判断に委ねられている部分が大い。金融庁が中小地銀・信金への影響を軽減する、あるいは日本国債の消化を促すことを念頭に置くのであれば、新たな規制の対象は3メガバンク及び大手地銀に限定されるという判断をするだろう。これに対して、地銀再編の促進を重視するのであれば、規制対応への体制整備が間接的に地銀再編促進の手段となり得るため、中小地銀・信金にも適用するという判断をする可能性もあろう。

銀行勘定の金利リスクと国債リスクの見直しが中小地銀・信金にも適用されるかは、国内の銀行再編の問題とあわせて検討されていくことになるだろう。

バーゼル銀行監督委員会が、銀行が保有する国債や住宅ローン債権などの金利リスクを、リスク量に応じた資本の積み上げ（資本賦課）の対象とする新たな規制案の検討を始めている。国債の保有比率が高い邦銀への影響は大きく、日銀の黒田東彦総裁が2月の経済財政諮問会議でバーゼル委の規制強化に言及し、日本の財政悪化に伴う国債の金利高騰（価格は下落）を気にかける場面があったとの

報道もある。

バーゼル規制とは、海外に営業拠点を有する国際統一基準行（日本では3メガバンクや大手地銀など16行程度）に課されている自己資本規制で、2度の大改編を経て2013年からバーゼル3が段階的に適用されている。バーゼル3ではリーマン・ショックの経験を踏まえ、金融機関による過剰な借り入れやリスクの引き受けを抑制することに主眼が置かれている。

だが、19年のバーゼル3完全実施を待たずして、金融機関に多大な影響を与えかねない新たな見直しの議論が進行している。①銀行勘定の金利リスク（IRRBB）、②ソブリン・リスクの見直し、③信用リスク規制の標準的手法と「資本フロア」の導入の3点である（図）。

バーゼル規制では金融機関の健全性の目安の一つとして、自己資本比率を重視している。自己資本比率は「自己資本」を分子に、「リスク」を分母に算出して算出する。バーゼル3は主に分子（自己資本）の算出方法を厳格化することで、自己資本の損失吸収力を強化した。

一方、新たに検討されている三つの規制では、自己資本比率計算の分

バーゼル委、国債リスクを規制へ 地銀再編を促進する可能性

銀行が保有する国債のリスクを見直す動きが始まっている。
地銀・信金への影響は大きい。

鈴木 利光

（大和総研金融調査部制度調査課主任研究員）

母（リスク）の算出方法の厳格化につながり得る議論であり、バーゼル3とは一線を画す。「バーゼル3・5」または「バーゼル4」とも呼ばれる大改編と言えよう。

「バーゼル4」への大改編

現在規制が検討されている三つの議論のうち、6月8日に公表されたのが①銀行勘定の金利リスクである。

議論の発端は、売買を目的とした短期保有のトレーディング勘定と、預金取引や融資取引など長期の資産保有を前提とした銀行勘定との境界見直しをバーゼル委が検討したことだった。銀行勘定に区分されている国債の中には、実質的には短期的な売買を行うトレーディング勘定に区分すべきものがあるのではないかと指摘された。また現在の歴史的な低金利環境において、将来的な金利の上昇（債券価格の下落）により生じる潜在的な損失を補うべく、金融機関は適切な資本の確保を促進する必要があるとバーゼル委が考えていることも背景にある。

公表された規制案は、銀行勘定の金利リスクの取り扱いについて、全くアプローチの異なる二つの案が「柱」として両論併記されている。第1案（1柱案）では、金利リスク量